令和５年度
事　業　計　画　書

自　令和５年４月　１日

至　令和６年３月 31 日

公益財団法人資源環境センター

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

（令和４年度、当センターの事業所において、複数の排出基準超過及び連絡不備等が発生したことにより、行政処分（厳重注意等）を受けたため、センター本部、現地事業所、関係機関との連携を緊密に図るなど体制強化を図るとともに、通報連絡訓練を実施することとする。）

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

４．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）及び環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

令和４年度
事　業　計　画　書

自　令和４年４月　１日

至　令和５年３月 31 日

公益財団法人資源環境センター

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

４．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）及び環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

令和３年度
事　業　計　画　書

自　令和３年４月　１日

至　令和４年３月 31 日

公益財団法人資源環境センター

令和３年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

（１）休廃止鉱山における坑廃水処理の解析評価を用いた高度化に係る調査研究

該当なし。（平成３０年度から令和２年度までの３年計画により終了）

（２）坑廃水処理におけるドローン技術の適用性の検討

昨今のドローン技術の進歩により、人の立ち入りが困難な地域の巡視が可能となってきている。令和２年度は、土畑事業所においてドローンの飛行試験を実施。ドローンを用いた巡視の実現性について確証を得ている。

令和３年度は引き続き、他の場所におけるドローン適用の可能性を検討することとしている。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

令和２年度
事　業　計　画　書

自　令和２年４月　１日

至　令和３年３月 31 日

公益財団法人資源環境センター

令和２年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

（１）休廃止鉱山における坑廃水処理の解析評価を用いた高度化に係る調査研究

平成３０年度から令和２年度までの３年計画により、当センター所管の２３事業所すべてにおいて、地球化学モデリングによる坑廃水処理機構の解明、坑廃水処理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を研究機関への委託等により行う計画であり、令和元年度は７事業所（上北、鉛山、大湯、見立、吉野、尾小屋及び太宝）について早稲田大学への委託により実施した。

令和２年度は、計画の最終年度として、残りの８事業所において同様の調査研究を実施することとしている。

（２）坑廃水処理におけるドローン技術の適用性の検討

昨今のドローン技術の進歩により、人の立ち入りが困難な地域の巡視が可能となってきている。令和元年度は、千歳事業所の事務所から離れた坑口付近の状況を確認するためドローンの試験的飛行により、ドローンを用いた巡視の実現性について確証を得ている。

令和２年度は引き続き、他の場所におけるドローン適用の可能性を検討することとしている。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成３１年度
事　業　計　画　書

自　２０１９年4月　１日

至　２０２０年3月３１日

公益財団法人資源環境センター

平成３１年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成３０年度から平成３２年度までの３年計画により、当センター所管の２３事業所すべてにおいて、地球化学モデリングによる坑廃水処理機構の解明、坑廃水処理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を研究機関への委託等により行う計画であり、平成３０年度は８事業所（土畑、千歳、尾平、高取、八谷、久根、南古遠部及び下川）について早稲田大学への委託により実施した。

平成３１年度は、２年目として、残りの１５事業所のうちの７～８事業所で同様の調査研究を実施することとしている。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成３０年度
事　業　計　画　書

自　平成 30 年 4 月　1 日

至　平成 31 年 3 月 31 日

公益財団法人資源環境センター

平成３０年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成２９年度は、坑廃水処理場から排出される処理水が流入する河川等の状況を把握することにより、環境への影響を調査・検討するためのデータ収集を行った。

平成３０年度は３年計画の１年目として、当センター所管の２３事業所の内の数事業所において、研究機関への委託等により、地球化学モデリングによる坑廃水処理機構の解明、坑廃水処理のライフサイクルの把握を行い、処理の最適化、処理指針の作成のための調査研究を行う計画である。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成２９年度
事　業　計　画　書

自　平成 29 年 4 月　1 日

至　平成 30 年 3 月 31 日

公益財団法人資源環境センター

平成２９年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成２８年度は、坑廃水処理場（２事業場）の水質、処理フロー等のデータを把握し、設備の状況等の確認を行い診断することにより、将来の合理的･効率的な坑廃水処理のための調査研究を行った。

平成２９年度は、坑廃水処理場から排出される処理水が流入する河川等の状況を把握することにより、環境への影響を調査・検討するためのデータ収集を行う。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査･研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成２８年度
事　業　計　画　書

自　平成 28 年 4 月　1 日

至　平成 29 年 3 月 31 日

公益財団法人資源環境センター

平成２８年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開

を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

亜鉛の排水基準については、５mg/Lから２mg/Lに改正され、平成１８年１２月１１日から適用されているが、金属鉱業については、平成２８年１２月１０日まで５mg/Lの暫定排水基準（平成２３年１２月１０日暫定排水基準の適用期間が５年間延長された）が適用されており、その暫定基準見直しに対応するために、平成２５年度から２７年度までの３年間は無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施した。

平成２８年度は、坑廃水処理場（２事業場）の水質、処理フロー等のデータを把握し、設備の状況等の確認を行い診断することにより、将来の合理的･効率的な坑廃水処理のための調査研究を行う。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査･研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成 27 年度
事　業　計　画　書

自　平成 27 年 4 月　1 日

至　平成 28 年 3 月 31 日

公益財団法人資源環境センター

平成 27 年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛 山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛 山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成２５年度から３年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施している。

亜鉛の排水基準は、5 mg/Lから２mg/Lに改正され、平成１８年１２月１１日から適用されているが、金属鉱業については、平成２８年１２月１０日まで5 mg/Lの暫定排水基準（平成２３年１２月１０日暫定排水基準の適用期間が５年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、ｐＨの自動制御が有効であるが、電気の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向けた調査研究を実施している。

平成２５年度は、３事業所の処理原水について室内試験を行い、亜鉛の存在形態、ｐＨと亜鉛濃度の関係及びポリ硫酸鉄を添加した場合のｐＨと亜鉛濃度の関係等の基礎データを収集した。

平成２６年度は、これらの室内試験結果を参考にし、現地でポリ硫酸鉄の簡易添加試験を実施した。ポリ硫酸鉄の添加は、亜鉛と鉄濃度の高い原水について亜鉛濃度を下げる効果の高いことが分かった。中和剤を含めた薬剤使用量及び殿物発生量の増加というデメリットがあるが、これらに対しては、ｐＨを８．０以上に調整することが必要との結論が得られた。

平成２７年度は、現地で太陽光発電を利用した薬剤添加試験を実施し、無給電処理場でのより安定したｐＨ調整の実現を目指す。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成 26 年度

事　業　計　画　書

自　平成 26 年 4 月　1 日

至　平成 27 年 3 月 31 日

公益財団法人 資源環境センター

平成 26 年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図

るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金・鉱害防止事業充当基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金及び鉱害防止事業充当基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程及び鉱害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図っているが、鉱害防止事業充当基金が、平成 25 年度末をもって払底する見込みのため、平成 26 年度は、鉱害防止事業調整基金の管理業務を行う。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成 25 年度から 3 年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を開始した。

亜鉛の排水基準は、5mg/L から 2mg/L に改正され、平成 18 年 12 月 11 日から適用されているが、金属鉱業については、平成 28 年 12 月 10 日まで 5mg/L の暫定排水基準（平成 23 年 12 月 10 日暫定排水基準の適用期間が 5 年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、ｐＨの自動制御が有効であるが、電気の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向けた調査研究を行う。

平成 25 年度は、3 事業所の処理原水について、ポリ硫酸鉄添加等の室内試験を行った。

平成 26 年度は、これらの室内試験結果を参考にし、現地で簡易試験を行う予定である。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成 25 年度

事　業　計　画　書

自　平成 25 年 4 月　1 日

至　平成 26 年 3 月 31 日

公益財団法人　資源環境センター

平成 25 年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 13 条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道(北口)ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢 60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下ニ坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設
㉓鉛山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

２．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平

展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

３．鉱害防止事業調整基金・鉱害防止事業充当基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金及び鉱害防止事業充当基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程及び鉱害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

なお、鉱害防止事業充当基金は、当初計画のとおり平成 24 年度末をもって払底する見込みである。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

１．環境保全に関する調査研究（公２）

当該調査研究については、環境部門の専門家で構成する技術部会に諮るとともに、学識経験者からのアドバイスを参考にしながら進めている。

平成 23、24 年度は、これまで実施してきた「亜鉛バックグラウンド値及び関連調査」の解析手法を他の成分に応用した調査を実施した。

平成 25 年度からは、3 年間の予定で無給電坑廃水処理事業所における亜鉛等水質改善技術の導入のための調査を実施する。

亜鉛の排水基準は、5mg/L から 2mg/L に改正され、平成 18 年 12 月 11 日から適用されているが、金属鉱業については、平成 28 年 12 月 10 日まで 5mg/L の暫定排水基準（平成 23 年 12 月 10 日暫定排水基準の適用期間が 5 年間延長された）が適用されている。

亜鉛の排水濃度を安定して下げるためには、ｐＨの自動制御が有効であるが、電気等の供給が無い事業所では導入が難しいため、これに代わる技術導入に向け調査研究を実施する。

２．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上

平成 24 年度

事　業　計　画　書

自　平成 24 年 4 月　1 日

至　平成 25 年 3 月 31 日

公益財団法人　資源環境センター

平成24年度事業計画書

Ⅰ　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第１３条第１項に規定する指定特定施設に係る鉱害防止業務に関する事項

１．鉱害防止業務（公１）

金属鉱業等鉱害対策特別措置法第13条第１項に基づく指定鉱害防止事業機関として、次に掲げる鉱山の指定特定施設に係る鉱害防止事業計画に基づく鉱害防止業務を実施する。

(1)　既実施鉱山

（鉱山名）	（指定特定施設名）
①佐井鉱山	一の沢坑ほか２施設
②土畑鉱山	畑平第三坑道（北口）ほか７施設
③岩神鉱山	深沢坑ほか４施設
④小国鉱山	通風坑ほか１施設
⑤小百鉱山	大切坑
⑥鵜峠鉱山	船谷坑前捨石たい積場
⑦太宝鉱山	本坑
⑧千歳鉱山	福神沢通洞坑ほか１施設
⑨鉛山鉱山	鉛山本ヒ三番坑ほか３施設
⑩長木鉱山	大黒坑第一堆積場ほか５施設
⑪見立鉱山	長盛坑
⑫吉野鉱山	熱田旧坑ほか８施設
⑬尾小屋鉱山	赤目立坑ほか１施設
⑭尾平鉱山	新大切坑ほか５施設
⑮八総鉱山	赤倉通洞坑ほか１施設
⑯高取鉱山	赤木毛通洞坑ほか２施設
⑰上北鉱山	上の沢60m坑道ほか４施設
⑱八谷鉱山	下二坑道
⑲久根鉱山	本山通洞坑
⑳紀州鉱山	大峪坑ほか７施設
㉑南古遠部鉱山	第一立坑
㉒下川鉱山	通洞坑ほか８施設

(2)　本年度追加となる鉱山

①鉛山鉱山	大湯第１・２たい積場ほか１施設

（注）大湯第１・２たい積場ほか１施設に係る鉱害防止業務については、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第16条の規定により同法第13条第１項の指定を受けて実施すること

となる。

2．全事業所情報連絡会議

鉱害防止業務（公１）の質を確保するための方策として、全事業所を対象とする情報連絡会議を開催し、施設の運転、維持管理などの技術情報及び作業の安全に係る情報の水平展開を図るなど有用な情報を全事業所で共有するとともに、補助事業の適正な遂行について意見交換を行い、鉱害防止業務の確実かつ円滑な遂行を図る。

3．鉱害防止事業調整基金・鉱害防止事業充当基金の管理業務

鉱害防止業務（公１）を安定的に行うための財源である鉱害防止事業調整基金及び鉱害防止事業充当基金の管理業務については、鉱害防止事業調整基金管理規程及び鉱害防止事業充当基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

Ⅱ　環境保全に関する調査研究に関する事項

1．環境保全に関する調査研究（公２）

亜鉛バックグラウンド値及び関連調査の応用（自主調査）

平成 23 年度は、これまで実施してきた「亜鉛バックグラウンド値及び関連調査」の解析手法を他の成分に応用した調査を 2 年間の計画で立案し、開始した。

平成 24 年度は、2 年次目の調査を実施する。

2．鉱害調査・研究開発基金の管理業務

環境保全に関する調査研究（公２）を行うための財源である鉱害調査・研究開発基金の管理業務については、鉱害調査・研究開発基金管理規程に基づき、適正かつ円滑な遂行を図る。

（備考）

（公１）及び（公２）は、それぞれ公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第２条第４号に規定する公益目的事業のことをいい、公１は、定款第４条第１項第１号に規定する事業である。また、公２は、定款第４条第１項第２号に規定する事業である。

以上